

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という）の遵守事項

(1) 大きさ

要項及び物件調書に記載された貸付面積以内とする。貸付面積には、放熱余地、販売機の転倒防止板及び回収ボックスの設置部分を含みます。

(2) 環境対策

ア 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。ただし、設置機種によりノンフロン対応機の普及がないものについては、可能な限り環境に配慮したものとする。

(3) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付規準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置

原則として自動販売機 1 台に 1 個以上の割合で、賃貸借地内の適当な場所に設置する。

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材は、プラスチック製又は金属製とする。

(イ) 容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器

が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

(ウ) 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図るものとする。

ウ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)等の関係法令に基づいて適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

イ 設置者において、消費期限の確認など、高品質の商品を安定して提供するための品質保証活動を行う。

ウ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って安定した稼働に努めるほか、故障時には即時対応する。

エ 自動販売機設置にあたり、設置場所の状況によっては、配線工事等による電源確保が必要な場合もあり得るので、状況等により設置者の負担で対応すること。なお、配線工事等を実施する場合は、久喜宮代衛生組合（以下「衛生組合」という。）と十分調整を行ったうえで実施すること。

オ 設置者は、自動販売機設置完了後10日以内に自動販売機設置完了報告書を提出すること。

カ 設置者は、契約の終了等により設置した自動販売機を撤去する場合、撤去完了後10日以内に自動販売機撤去完了報告書を提出すること。

キ 日常管理を行う管理者の連絡先（管理者名、住所、電話番号）の記載のあるステッカー（縦5cm以上×横14cm以上）を硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼付し、問合せ及び苦情等については、設置者の責任において誠実に対応すること。

ク 設置者は、自動販売機の交換を行う場合は、事前に交換する理由を記載した文書で衛生組合に申し出て、承諾を受けなければならない。

ケ 設置者は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

(6) 実績報告

設置者は、毎月の売上個数、売上金額、光熱費の使用量等について、上半期分（4月から9月まで）と下半期分（10月から3月まで）ごとにまとめ、上半期分は10月10日、下半期分は4月10日までに衛生組合に自動販売機実績報告書を提出すること。

なお、契約の解除等により、契約期間の途中で契約が終了する場合は、自動販売機の撤去までの自動販売機売上実績報告書を撤去完了後10日以内に衛生組合に提出すること。

2 販売商品の種類等

(1) 種類

物件調書に記載されているとおりとする。

(2) 価格

標準販売価格（定価）以下とする。

3 賃貸借料

年額の賃貸借料は、賃貸借料提案書の額を賃貸借契約額とする。

4 賃貸借料の支払い

設置者は、衛生組合の発行する納入通知書により、指定する納期限までに、賃貸借料を衛生組合に支払わなければならない。

5 光熱費の支払い

(1) 自動販売機の設置、管理、運営に係る光熱費は、賃貸借料とは別に、設置者が衛生組合に支払うものとする。

(2) 自動販売機の種類に応じて、発生する光熱費を計測するメーター（子メーター）を設置者の負担により設置すること。ただし、衛生組合が承認した場合は、この限りではない。

(3) 設置者は、実績報告の使用量を基に計算した光熱費について、衛生組合の発行する納入通知書により、指定する納期限までに支払わなければならない。

6 売上手数料

徴収しない。

7 費用負担

自動販売機の設置、維持管理、移動及び撤去等に係る費用は、衛生組合の都合による場合を含めて、すべて設置者が負担する。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して衛生組合の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置、移動および撤去に伴う事故

衛生組合の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

(1) 衛生組合の責に帰することが明らかな場合を除き、衛生組合はその責を負わない。

(2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 その他

本仕様書に記載されていない事項については、衛生組合、設置者双方協議の上決定する。